

令和6年度(2024)「環境アセスメント士」認定資格試験問題

＜ 共通科目Ⅱ-1: 共通基礎 ＞ (択一式)

＜ 共通科目Ⅱ-2: 管理技術、技術者倫理 ＞ (択一式)

(問題解答上の注意事項)

- 「共通科目Ⅱ-1: 共通基礎」の問題は、Ⅱ-1-1 からⅡ-1-20 までの20問があります。
「共通科目Ⅱ-2: 管理技術、技術者倫理」の問題は、Ⅱ-2-21 からⅡ-2-30 までの10問があります。合計で30問となっています。30問全てにお答えください。
※ 解答欄は、40までありますが、31から40までは使用しませんので、注意して下さい。
- 問題(5者択一式)の解答は、問題末尾番号(例えばⅡ-1-5では、末尾の5)に従って、解答用紙の解答番号に該当する欄に、1つだけ解答マークをしてください。
(複数マークの場合は、採点対象になりませんので注意して下さい)
- 試験時間は、15時15分～16時45分の、1時間30分です。
 - ・ 15時45分までは、退出できません。
 - ・ 15時45分以降は、退出できます。
退出する場合は、解答用紙を前方においてある回収箱に入れ、静かに退出して下さい。
一度退出したら、再入室はできません。
 - ・ 16時40分以降は、退出はできません。時間まで静かにお待ちください。
 - ・ 16時45分に、試験は終了します。
解答用紙を回収箱に入れ、退出して下さい。
- 試験問題は、お持ち帰り下さい。
- 解答を始める前に
 - ・ 解答用紙に、**氏名**をお書き下さい。
 - ・ 解答用紙に、選択した試験部門に○を付けてください。
 - ・ 解答用紙に、**受験番号**を記入して下さい。

※ 指示があるまで、問題用紙を開かないで下さい。

< 共通科目Ⅱ-1: 共通基礎 >

Ⅱ-1-01 「環境影響評価法」の成立以前の、わが国における環境影響評価に係る取り組みの経緯に関する以下の文章中、A～Eに入る語句の組合せのうち、正しいものを選びなさい。

1960年代から70年代にかけて、大規模な工業開発や建設事業等による健康被害や自然破壊が顕在化し、人々の関心が高まるとともに、種々の公害訴訟において事業の実施に際して地域住民の健康に害を及ぼすことのないようにする事業者の注意義務が認められるようになった。こうしたなか昭和47(1972)年、政府はAという閣議了解を出し、その翌年にはB、「公有水面埋立法」、「工場立地法」の一部改正、Cの制定により、個別法に基づく環境アセスメントの調査が行われるようになった。また、当時の建設省、運輸省、通産省もそれぞれが所管する事業についてDによる環境影響評価を実施するようになった。昭和56(1981)年に環境影響評価法案が国会に提出されたが、その2年後に同法案は審議未了で廃案となった。このため法制化を図る代わりに、昭和59(1984)年に政府はEという要綱を閣議決定した。

| | A | B | C | D | E |
|---|------------------------|--------------------|-----------------|------|----------------------|
| ① | 大規模公共事業に係る環境保全対策について | 「海岸法」 | 「自然公園法」 | 個別法 | 大規模公共事業に係る環境保全対策について |
| ② | 各種公共事業に係る環境影響評価の実施について | 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」 | 「港湾法」 | 行政指導 | 大規模公共事業に係る環境保全対策について |
| ③ | 各種公共事業に係る環境保全対策について | 「港湾法」 | 「総合保養地域整備法」 | 行政指導 | 環境影響評価の実施について |
| ④ | 大規模公共事業に係る環境保全対策について | 「海岸法」 | 「自然環境保全法」 | 個別法 | 環境影響評価の実施について |
| ⑤ | 各種公共事業に係る環境保全対策について | 「港湾法」 | 「瀬戸内海環境保全臨時措置法」 | 行政指導 | 環境影響評価の実施について |

Ⅱ-1-02 2024年3月末現在における、「環境影響評価法」に基づく環境アセスメントの実施状況のうち、環境大臣の意見・助言数について、正しいものを選びなさい。

- ① 件数が1番多いのは、発電所である。
- ② 件数が2番目に多いのは、面開発である。
- ③ 件数が3番目に多いのは、道路である
- ④ 件数が4番目に多いのは、鉄道である。
- ⑤ 件数が5番目に多いのは、処分場である。

Ⅱ-1-03 環境アセスメントに関する用語の説明として、誤っているものを選びなさい。

- ① 技術指針：一定の環境影響評価の質を確保するために、参考となる調査予測評価等の項目や手法を示した指針
- ② 縦覧：環境アセスメントに関する図書を一定の期間の間、誰にでも見られるようにすること。
- ③ 基本的事項：各省庁が定める技術指針の原則を示すガイドライン
- ④ スクリーニング：日本語では「検討範囲の絞り込み」
- ⑤ ミティゲーション：開発事業による環境に対する影響を軽減するためのすべての保全行為を表す概念

Ⅱ-1-04 地域循環共生圏の意義に関する次の記述のうち、以下の空欄〇〇に入る適切な用語を選びなさい。

『地域循環共生圏』は、地域資源を活用して環境・経済・社会を良くしていく事業(ローカルSDGs事業)を生み出し続けることで地域課題を解決し続け、自立した地域を作るとともに、地域の個性を活かして地域同士が支え合うネットワークを形成する『自立・〇〇型社会』を示す考え方である。

- ① 環 境
- ② 地 域
- ③ 連 携
- ④ 成 長
- ⑤ 分 散

Ⅱ-1-05 「環境基本法」の環境基準に関する規定中、下線を付した①～⑤のうち、誤っているものを選びなさい。

- ①政府は、②大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。
- 2 前項の基準が、二以上の類型を設け、かつ、それぞれの類型を当てはめる地域又は水域を指定すべきものとして定められる場合には、その地域又は水域の指定に関する事務は、次の各号に掲げる地域又は水域の区分に応じ、当該各号に定める者が行うものとする。
- 一 二以上の都道府県の区域にわたる地域又は水域であって政令で定めるもの ③政府
- 二 前号に掲げる地域又は水域以外の地域又は水域 次のイ又はロに掲げる地域又は水域の区分に応じ、当該イ又はロに定める者
- イ 騒音に係る基準（航空機の騒音に係る基準及び新幹線鉄道の列車の騒音に係る基準を除く。）の類型を当てはめる地域であって市に属するもの その地域が属する④都道府県の知事
- ロ イに掲げる地域以外の地域又は水域 その地域又は水域が属する⑤都道府県の知事
3～4（略）

Ⅱ-1-06 放射性物質による環境汚染を防止するための措置に関わる次の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 「原子力規制委員会設置法」により、「環境基本法」が改正され、「原子力基本法」等に委ねる旨の規定が削除されたため、現在では、放射性物質による環境汚染を防止するための措置が「環境基本法」の対象とされている。
- ② 「大気汚染防止法」及び「水質汚濁防止法」について、放射性物質に係る適用除外規定を削除し、環境大臣が放射性物質による大気汚染・水質汚濁の状況を常時監視することとする。
- ③ 「土壌汚染対策法」について、放射性物質に係る適用除外規定を削除し、環境大臣が指定支援法人に対して、放射性物質による土壌汚染の状況を報告させることなど監督上必要な命令をすることができるものとする。
- ④ 「南極地域の環境の保護に関する法律」について、放射性物質に係る適用除外規定を削除し、南極地域活動計画において放射性物質による環境影響も含めて確認することとする。
- ⑤ 「環境影響評価法」について、放射性物質に係る適用除外規定を削除し、放射性物質による大気汚染・水質汚濁・土壌汚染についても環境影響評価を行うこととする。

Ⅱ-1-07 次に示す概念のうち、「環境基本法」において明文化されていないものを選びなさい。

- ① 環境権
- ② 持続的発展
- ③ 原因者負担
- ④ 受益者負担
- ⑤ 未然防止

Ⅱ-1-08 土壤環境基準に関する次の記述について、～に入る用語の組合せとして、正しいものを選びなさい。

土壤環境基準については、土壤環境のうち、等の摂取に係る健康を防止する観点と、食料をする機能を保全する観点から設定されており、既往の知見や関連する諸基準等に即し、現在項目について設定されている。

| 番号 | ア | イ | ウ | エ | オ |
|----|----|-----|----|----|----|
| ① | 保全 | 地下水 | 影響 | 生育 | 27 |
| ② | 保全 | 河川 | 被害 | 生育 | 29 |
| ③ | 機能 | 湖沼 | 被害 | 生産 | 27 |
| ④ | 汚染 | 地下水 | 影響 | 生産 | 27 |
| ⑤ | 機能 | 地下水 | 影響 | 生産 | 29 |

Ⅱ-1-09 「地球温暖化対策法」に定める温室効果ガスとして7種類の物質が挙げられている。次の組合せのうち、正しいものを選びなさい。

- ① 二酸化炭素、一酸化二窒素、三ふっ化窒素、二酸化硫黄
- ② メタン、二酸化炭素、二酸化窒素、六ふっ化硫黄
- ③ 二酸化炭素、二酸化窒素、一酸化二窒素、メタン
- ④ パーフルオロカーボン類、メタン、ハイドロフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄
- ⑤ 三ふっ化窒素、メタン、一酸化炭素、二酸化窒素

Ⅱ-1-10 我が国が排出する温室効果ガスの内訳(排出・吸収量)に関する次の記述のうち、誤っているものを選びなさい。

- ① 2022年度の我が国の温室効果ガス排出量は11億3,500万トンCO₂換算である。
- ② 2022年度の我が国のCO₂排出量は10億3,700万トンCO₂である。
- ③ 2022年度の森林等の吸収源対策によるCO₂の吸収量は1億5,020万トンCO₂換算である。
- ④ 2022年度の我が国が排出する温室効果ガスのうち、CO₂の排出は全体の排出量の約91%である。
- ⑤ 2022年度のCO₂排出量は、2013年度のCO₂排出量と比べて19.3%減少している。

Ⅱ-1-11 「環境影響評価法」の配慮書の手続に関する次の記述のうち、誤っているものを選びなさい。

- ① 第一種事業を実施しようとする者は、第一種事業に係る計画の立案の段階において、当該事業に係る環境の保全のために、配慮すべき事項についての検討を行わなければならない。
- ② 第一種事業を実施しようとする者は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、計画段階環境配慮書を作成しなければならない。
- ③ 第一種事業を実施しようとする者は、配慮書を作成したときは、速やかに、環境省令で定めるところにより、これを関係する都道府県知事に送付しなければならない。
- ④ 第一種事業を実施しようとする者は、配慮書を作成したときは、速やかに、環境省令で定めるところにより、当該配慮書及びこれを要約した書類を公表しなければならない。
- ⑤ 第一種事業を実施しようとする者は、配慮書の案又は配慮書について関係する行政機関及び一般の環境の保全の見地からの意見を求めるように努めなければならない。

Ⅱ-1-12 「環境影響評価法」の、環境アセスメントの対象となる事業に関する次の表の記述うち、誤っているものを選びなさい。

| 番号 | 対象事業 | 第一種事業 |
|----|---------|-------------|
| ① | 首都高速道路 | すべて |
| ② | ダム、堰 | 湛水面積100ha以上 |
| ③ | 火力発電所 | 出力15万kW以上 |
| ④ | 太陽電池発電所 | 出力4万kW以上 |
| ⑤ | 埋立て、干拓 | 面積50ha以上 |

Ⅱ-1-13 「環境影響評価法」の方法書の手続に関する次の記述のうち、誤っているものを選びなさい。

- ① 事業者は、配慮書を作成しているときは、その配慮書の内容を踏まえるとともに、主務大臣の意見が述べられたときはこれを勘案して、対象事業に係る環境影響評価を行う方法（調査、予測及び評価に係るものに限る。）について、方法書を作成しなければならない。
- ② 相互に関連する二以上の対象事業を実施しようとする場合は、当該対象事業に係る事業者は、これらの対象事業について、個別に方法書を作成しなければならない。
- ③ 事業者は、方法書を作成したときは、主務省令で定めるところにより、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する都道府県知事及び市町村長（特別区の区長を含む。）に対し、方法書及びこれを要約した書類を送付しなければならない。
- ④ 事業者は、方法書を作成したときは、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境省令で定めるところにより、方法書を作成した旨その他環境省令で定める事項を公告し、公告の日から起算して一月間、方法書及び要約書を対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域内において縦覧に供するとともに、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。
- ⑤ 事業者は、その責めに帰することができない事由であって環境省令で定めるものにより、公告をした方法書説明会を開催することができない場合には、当該方法書説明会を開催することを要しない。

Ⅱ-1-14 「環境影響評価法」の準備書の手続に関する次の記述のうち、誤っているものを選びなさい。

- ① 事業者は、対象事業に係る環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、主務省令で定めるところにより、準備書を作成しなければならない。
- ② 事業者は、準備書を作成したときは、関係都道府県知事と関係市町村長に対し、準備書及びこれを要約した書類を送付しなければならない。
- ③ 事業者は、準備書を作成したことを公告し、公告の日から起算して一月間、準備書及び要約書を関係地域内において縦覧し、地方公共団体の庁舎やインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。
- ④ 事業者は、縦覧期間内に、関係地域内において、準備書の記載事項を周知させるための準備書説明会を開催する際、関係地域内に準備書説明会を開催する適当な場所がないときは開催することを要しない。
- ⑤ 事業者は、準備書についての意見書の提出期間を経過した後、準備書について述べられた意見の概要と当該意見に対する事業者の見解を記載した書類を、関係都道府県知事及び関係市町村長に送付しなければならない。

Ⅱ-1-15 「環境影響評価法」の報告書の手続に関する次の記述のうち、誤っているものを選びなさい。

- ① 事業者は、評価書の公告を行うまでは、対象事業を実施してはならない。
- ② 事業者は、評価書の公告を行った後に、対象事業の実施を他の者に引き継いだ場合には、環境省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。
- ③ 事業者は、評価書の公告を行った後に、対象事業の目的及び内容を変更しようとする場合、当該変更が事業規模の縮小に該当するとき、「環境影響評価法」の規定による環境影響評価その他の手続を経なければならない。
- ④ 事業者は、評価書に記載されているところにより、環境の保全についての適正な配慮をして当該対象事業を実施するようにしなければならない。
- ⑤ 評価書の公告を行った事業者は、当該事業の実施において講じた環境保全措置（措置を講ずることとすることに至った検討の状況を含む）、当該事業の実施において将来判明すべき環境状況の把握のための措置、及び判明した環境状況に応じて講じた環境保全措置に係る報告書を作成しなければならない。

Ⅱ-1-16 地方公共団体の環境アセスメント制度の特徴に関する次の記述のうち、誤っているものを選びなさい。

- ① すべての都道府県において、条例によるアセスメント制度が存在する。
- ② 地方公共団体のアセスメント制度には、コミュニティや文化財などの法対象事業以外の事業種を対象とするものがある。
- ③ 地方公共団体のアセスメント制度では、第一種および第二種事業の規模を除く小規模の事業を対象とする。
- ④ 地方公共団体のアセスメント制度には、公聴会の開催による住民意見を聴く機会を設けているものがある。
- ⑤ 地方公共団体のアセスメント制度には、第三者機関による審査手続を設けるものがある。

Ⅱ-1-17 地方公共団体の環境アセスメント手続の特徴に関する次の記述のうち、誤っているものを選びなさい。

- ① 我が国の環境アセスメント制度は、地方公共団体の環境アセスメントに対する取組により、制度が徐々に定着し充実してきた経緯がある。
- ② 1976(昭和 51)年、我が国の地方公共団体で初めて住民関与を含む本格的な環境アセスメント制度が導入された。
- ③ 環境アセスメントの事前手続に関して、「環境影響評価法」の施行より前に、現在の方法書にあたる実施計画書の事前提出を義務付ける地方公共団体が存在した。
- ④ 「環境影響評価法」の施行後、ほとんどの地方公共団体においてスクリーニング手続が規定された。
- ⑤ 昭和 50 年代前半に制度化された地方公共団体の環境アセスメントでは比較的多くの事業種を対象とする傾向がみられたが、閣議アセスメントが運用されるようになると地方公共団体の環境アセスメント制度においても閣議アセスメントの対象程度の事業種へと変化していった。

Ⅱ-1-18 地域脱炭素化の促進のための取組みに関する次の記述のうち、誤っているものを選びなさい。

- ① 2021年6月、国・地方脱炭素実現会議において、『地域脱炭素ロードマップ～地方からはじまる、次の時代への移行戦略～』が策定され、『実行の脱炭素ドミノ』による地域脱炭素化の拡大を行っている。
- ② 2022年10月、株式会社脱炭素化支援機構が設立され、脱炭素化に資する事業の加速化を図るため、経済社会の発展や地方創生、知見の集積や人材育成など多様な事業への投融資(リスクマネー供給)を行っている。
- ③ 2023年7月、『脱炭素成長型経済構造移行推進戦略(GX 推進戦略)』が閣議決定され、地域金融機関や地域の企業等との連携の下、各地方公共団体の創意工夫を活かした産業・社会の構造転換や脱炭素製品の面的な需要創出を進め、地域・くらしの脱炭素化の実現を目指している。
- ④ 2023年12月末時点で、「都市の低炭素化の促進に関する法律」(平成24年法律第84号)に基づく低炭素まちづくり計画が26都市で作成されている。
- ⑤ 2013年10月に国内初の本格的な2MWの商用水素ステーションを設置、2016年3月より運転を開始し、本格的な運転データ、環境影響・漁業影響の検証、安全性・信頼性に関する情報を収集し、事業性の検証を行った。2024年6月には『離島への商用水素ステーション導入検討の手引き』を公表している。

Ⅱ-1-19 環境報告に関する環境省の取組みとして次の記述のうち、誤っているものを選びなさい。

- ① 「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」(平成16年法律第77号、「環境配慮促進法」)では、環境報告書の普及促進と信頼性向上のための、制度的枠組みの整備や一定の公的法人に対する環境報告書の作成・公表の義務付け等について規定している。
- ② 環境省ウェブサイト『もっと知りたい環境報告書』では、環境報告書の作成・公表及び利活用の促進を図るため、「環境配慮促進法」に基づく特定事業者の環境報告書を一覧できるようにしている。
- ③ バリューチェーンマネジメントの取組み促進のために、2020年8月に『バリューチェーンにおける環境デュー・ディリジェンス入門～OECD ガイダンスを参考に～』を公表している。
- ④ 環境デュー・ディリジェンスや、情報開示の普及促進を図るために、2023年5月に『バリューチェーンにおける環境デュー・ディリジェンス入門～環境マネジメントシステム(EMS)を活用した環境デュー・ディリジェンスの実践～』を公表している。
- ⑤ 環境マネジメントシステムの認知向上と普及・促進のために、ISO14001を参考にして、中堅・中小事業者向け環境マネジメントシステム『ゼロカーボンアクション 30』を策定している。

Ⅱ-1-20 環境政策手法とその具体例の組合せとして、誤っているものを選びなさい。

- ① 自主的取組手法 - 企業の環境行動計画
- ② 枠組規制的手法 - PRTR法による届出制度
- ③ 情報的手法 - 環境ラベル
- ④ 手続的手法 - ライフサイクルアセスメント
- ⑤ 経済的手法 - 地球温暖化対策税

＜共通科目Ⅱ-2:管理技術、技術者倫理等＞

Ⅱ-2-21 ヒヤリハットに関する次の記述のうち、最も適切なものを選びなさい。

- ① 定例会議で、ヒヤリハットに関する事例報告があがっていたが、特に重大な内容ではなく件数も少なかったので気に留めなかった。
- ② ヒヤリハット報告に対する改善方法の対策会議は、多様な事例が集まった方が参考になるので、定期的に1年に1回開催することとした。
- ③ ヒヤリハット事例の多い組織は、重大な事故につながる前に職員の役職、技術力、経験年数にかかわらず全員で早期に改善を行うべきである。さらに、情報を水平展開して全員の共有とすることが重要である。
- ④ ヒヤリハットの報告内容によっては、報告者の責任を厳しく追及することにより周りの安全意識の向上に役立てる。
- ⑤ ヒヤリハット報告は、当該の事由が発生した部署のトップシークレットなので、社内の他の部署には情報を公開すべきではない。

Ⅱ-2-22 「個人情報の保護に関する法律」(以下、「個人情報保護法」という)に関する次の記述のうち、誤っているものを選びなさい。

- ① 「個人情報保護法」の取り扱いで適用対象から除外されているのは、政治、報道、著述、研究、宗教に関する事項である。
- ② 個人情報の取り扱いを外部に委託する場合、委託元自身が十分な情報管理を行う責任がある。
- ③ 「個人情報保護法」は、平成15年に成立し情報倫理の基本となっている。
- ④ 個人情報の取り扱いを外部に委託する場合、委託元自身が十分な管理を行うことはできないので、委託先に責任がある。
- ⑤ 個人情報取扱事業者は、個人情報を本人から書面で直接取得するときは、あらかじめ本人に対して利用目的を明示しなければならない。

Ⅱ-2-23 「知的財産の権利を保護する法令」に関する次の組合せのうち、誤っているものを選びなさい。

- ① 特許権 —— 「特許法」
- ② 著作権 —— 「著作権法」
- ③ 実用新案権 —— 「実用新案法」
- ④ 意匠権 —— 「商標法」
- ⑤ 営業秘密 —— 「不正競争防止法」

Ⅱ-2-24 著作権に関する次の記述のうち、最も適切なものを選びなさい。

- ① 「著作権法」における著作物とは、思想または感情を創作的に表現したもので、文芸、学術、美術、又は音楽の範囲に属するものであるため、環境アセスメントの調査、予測、評価においては配慮する必要はない。
- ② 著作物を引用する場合、引用した著作物の出所を明示することに留意する。
- ③ 環境影響評価図書に記載する地図について、国土地理院が作成した地図を複製して利用する場合は許諾が必要であるが、地方公共団体が作成しインターネットで公表している地図についての許諾や出典の明示は不要である。
- ④ 委託契約において、報告書の著作権は引き渡し時に発注者に有償で譲渡される。
- ⑤ 委託契約において、報告書の著作権は受託者にあり、引渡し時に発注者に有償で譲渡することができる。

Ⅱ-2-25 環境アセスメント業務の積算方式の考え方について、次の記述のうち、誤っているものを選びなさい。

- ① 技術業務に従事する技術者の直接人件費を算出するための基準日額人件費は、給与、社会保険料の会社負担分、賞与、年間に払われる退職金を合計した額を、稼働日数で割って算出した額である。
- ② 調査業務費は、管理された機器類を使用して大気質、騒音等の測定を行う現場作業の費用であり、測定した結果の集計や整理、分析のための費用も含まれる。
- ③ 直接業務費は、直接人件費と直接経費からなる。現地調査業務の直接人件費の職種区分は、上級主任技師、主任技師、技師、技師補、調査員と5種類にわかれている。また、直接経費には消耗品費、旅費・交通費、印刷費、直接管理費などがある。
- ④ 一般管理費等は、企業の経営管理とその活動に必要な経費であり、建物・土地の賃借料、什器備品等の償却費、光熱水費、広告宣伝費等で、業務価格に占める一般管理費等の比率を用いて算出する。
- ⑤ その他原価は、当該業務に係る間接原価と、積上計上以外の直接経費を合わせた費用であり、直接人件費とその他原価率を用いて算出する。

Ⅱ-2-26 入札又は契約に関する次の記述のうち、最も不適切なものを選びなさい。

- ① 一般競争入札方式：発注者が業務の概要などを公告し、事業の入札に参加を希望するすべての者により競争させ、最も低価格の入札者を落札者とする方式である。競争に参加する者の資格要件の制限が困難であることから、ダンピング受注が起りやすいといわれており、最低制限価格を設けている場合もある。
- ② 随意契約方式：発注者が特定の企業等と交渉した上で契約する方式である。業務の性質又は目的が競争を許さない場合、災害時など緊急の必要がある場合、競争に付することが不利と認められる場合において適用される契約方式である。近年、競争性の確保の観点から随意契約方式の総点検、見直しが進められている。
- ③ プロポーザル方式：複数の者に発注業務に関する企画提案を求め、提出された企画提案の内容について審査し、最も優れた内容の企画提案を行った者と価格には考慮せず契約する方式である。
- ④ 指名競争入札方式：業務の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で、一般競争に付する必要がある場合、及び一般競争に付することが不利と認められる場合に用いられる。発注者が指名した複数の企業等に競争させ、最も低価格の入札者を落札者とする方式である。この方式は、競争参加者が限定され、参加者名も明らかになることから談合が行われやすいため、一般競争入札への転換が行われている。
- ⑤ 総合評価落札方式：価格のみでなく技術的要素等の評価を行うことが重要である業務について、技術提案と価格提案を併せて提出させ、技術点と価格点を合計して総合評価して落札者を決定する方式である。

Ⅱ-2-27 環境アセスメント士の行動として次の記述のうち、環境アセスメント士倫理要綱に最も相応しくないものを選びなさい。

- ① 環境アセスメント士は、技術は日々変化しているので、常に最新の知識、技術の保持に努める。
- ② 環境コンサルタントとして、完成度の高い業務の遂行のため、入札前に受注業務に関心を有する業者等との緊密な情報交換を通じて、蓄積された技術やノウハウの取得を図る。
- ③ 環境コンサルタントとして、社内の複数の専門家に、成果品のチェックを依頼するなどして、完成度の高い業務の遂行に努める。
- ④ 環境コンサルタントとして、社会的規範を逸脱することなく、常に中立公正な立場を堅持することになっているが、発注者の無駄と思われる調査を行わないなど利益向上についても考える必要がある。
- ⑤ 環境コンサルタントとして、依頼者の利益を擁護する立場を堅持するため、業務上知り得た秘密を他に漏らさない。

Ⅱ-2-28 環境アセスメント士に関する次の記述のうち、最も相応しい行動について選びなさい。

- ① 環境アセスメント士は、顧客の利益と公衆の利益が相反した場合には、所属している会社の利益を最優先に考えるべきである。
- ② 環境アセスメント士は、職務の遂行にあたり、その目的・方法・成果等について、相手の立場に立って分かりやすく説明する責任がある
- ③ 環境アセスメント士は、顧客から請けた業務を誠実に実施する義務を負っている。顧客の指示が如何なるものであっても、指示どおりに実施すべきである。
- ④ 環境アセスメント士は、職務上の助言あるいは判断を下すとき、利害関係のある第三者または組織の意見をよく聞くことが肝要であり、多少事実からの判断と差異があってもやむを得ない。
- ⑤ 環境アセスメント士の秘密保持義務は、所属する組織の業務についてであり、退職後においてまでその制約を受けるものではない。

Ⅱ-2-29 環境アセスメント士倫理要綱に規定されていないものを選びなさい。

- ① 誠実と公正
- ② 名称表示の義務
- ③ 公共の利益の優先
- ④ 専門知識の維持と向上
- ⑤ 利害関係の回避

Ⅱ-2-30 環境アセスメント士 Y の行動として、最も相応しいものを選びなさい。

環境アセスメント士 Y は、A 工場の建設計画が、B 市環境影響評価条例の対象事業に該当するため、A 工場の委託により、Y の会社の上司から、A 工場の一連の環境アセスメント手続を行う責任者に任命された。A 工場建設予定地は現在空き地となっており、用途地域は準工業地域である。なお、隣接地等直近には民家は存在していない。しかしながら、この地域は昔ながらの住・工混在地域で用途地域も住居地域と準工業地域が混在しており、C 工場の用途地域は住居地域となっている。

現況調査の一環として、A 工場建設予定地の敷地境界線上で環境騒音の測定を始めたところ、隣接する C 工場から、「騒音規制法」に基づく規制基準を大幅に超える金属製品を切断する作業音が発生しており、環境騒音値に影響を与えている。

- ① C 工場から発生している騒音を含めて環境騒音値として、準備書に現況調査結果として掲載する予定でそのまま測定を続行する。
- ② C 工場は、規制基準を超えている騒音が発生しているため、このことを B 市環境部の騒音担当課に告発する。併せて住居地域で金属の切断作業を行っているため建築基準法違反として市の建築部局へ告発する。
- ③ C 工場に対し、現在、環境騒音を測定しているため一時作業を止めてくれるよう交渉する。
- ④ C 工場は規制基準を超えているが、近隣には一般住宅はない。しかしながら、用途地域が住居地域と準工業地域の混在は将来住宅が建築される恐れがある。もし騒音問題が発生したら法・条例の規制対象になる可能性がある。このことを C 工場に伝えて住居地域から準工業地域など他の地域に移転するよう勧める。
- ⑤ 新設の A 工場は精密機械工場で騒音は規制基準以内だが、C 工場からの騒音被害が考えられることから、規制基準を超えていることを、A 工場に伝える。

以上